

太良町の公共建築物における木材の利用促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「佐賀県公共建築物木材利用促進方針（平成23年12月14日。）」に即して、公共建築物における木材利用の促進の基本的方向、公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材利用の目標、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定め、町や町以外の者が整備する町民生活に深くかかわりのある公共建築物の木造化・内装木質化を促進する事で、多良岳産材（太良町有林及び太良町内で生産される木材）をはじめ県産木材（佐賀県内で生産される木材）の利用を促進するものである。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等に木材を利用することをいい、「内装木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用促進の意義と効果

1 木材の利用促進の意義

公共建築物において、木材の利用を促進し、木材の利用を拡大する事は、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」に寄与するものである。

また、木材は断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が少なく、長時間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに木材は再生可能な資源であり、燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有していることから、木材の利用を促進する事により、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた「地球温暖化の防止及び循環型社会の形成」にも貢献する事となる。

2 公共建築物への木材の利用促進の効果

公共建築物は、広く地域住民に利用されるものであることから、木の良さを実感す

る機会を幅広く提供でき、木材利用による直接的な木材需要拡大の効果はもとより、住宅等の一般建築物や建築物以外の工作物の資材、各種製品への木材利用拡大への波及効果が期待できる。

第3 公共建築物における木材利用の促進の基本的方向

公共建築物については、可能な限り木造化又は内装木質化を図るものとし、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材利用の促進を図るものとする。

1 町の取組

町は法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町が整備する公共建築物における木材利用に努めるとともに、民間等が整備する建築物や住宅等へ木材化を波及させる為に効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

また、この方針に基づく公共建築物における木材利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに公共建築物における木材利用の促進に当たっては、公共建築物の整備に使用する木材が適切に供給される事が重要である事から、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものである。

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

国又は地方公共団体以外の者であって、公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者はこの方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら公共建築物における木材利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

例えば、公共建築物を整備する者にあつては、公共建築物における木材利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。

また、木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物における木材利用の推進に取り組む設計者等にあつては、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

3 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮

と木材の安定的な供給とが調和する森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材の円滑な供給の確保を図るものとする。

4 町民の理解等醸成

町は森林環境教育や木育等を通じ町内の森林資源を循環的に利用する事々の環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用する事による健康面での利点等について、町民への普及啓発に努めるものとする。

第4 公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

（1）国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民に利用される学校、社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に共される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

（2）国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所の建築物が含まれる。

2 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化の促進に努めるとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装木質化の促進に努めるものとする。

なお、町は、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、公共

建築物における木材利用を担う設計者や木材加工の技術者その他の人材育成、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・提供その他の施策の総合的な展開が図られるように努めるものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、1の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化の促進に努めるものとする。

また、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部が耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るように努めるものとする。

ただし、公共建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの、増築や部分改築で既存施設との機能上の一体性等の観点から適当でないものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

4 多良岳産材及び県産木材の利用促進

特殊な加工等を必要とする場合を除き、町内で生産・加工された木材を優先的に使用するものとする。ただし、それでまかないきれないものについては県産木材を使用しに努めるものとする。

第5 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

町が整備する公共建築物における木材利用に当たっては、以下に努めるものとする。

(1) 木造化

町は第4の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物（1～2階建てで、高さ13m以下かつ軒高9m以下の延べ面積が3,000㎡以下の公共建築物）について、原則としてすべて木造化に努めるものとする。

ただし、建築基準法における規制の見直し等に係る公共建築物については、この限りではない。

(2) 内装木質化

町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、部屋の用途や

その使用状況を総合的にみて、内装木質化を図る事が適切と判断される部分について、内装木質化を促進するものとする。

第6 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における多良岳産材の適切な供給の確保を図るため、町や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による木材生産性の向上に努めるものとする。さらには多良岳産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、合法性等が証明された多良岳産材の安定供給体制の整備に取り組むとする。

また、町はこれら木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

第7 その他の事項

1 公共建築物の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物を整備するに当たり、建築自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮したうえで木材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物における木材利用の推進体制

公共建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、必要な情報の収集・提供を行い、必要に応じて木材利用の推進会議を開催し、取組の強化に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成24年 3月 1日から適用する。